

育児休業、育児のための深夜業の制限及び育児短時間勤務に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、(福)精華町社会福祉協議会(以下、「本会」という。)就業規則第22条に基づき、職員の育児休業、育児のための時間外労働及び深夜業の制限、並びに育児短時間勤務に関する取扱いについて定めるものとする。

(育児休業の対象者)

第2条 育児のために休業することを希望する職員であつて、1歳に満たない子と同居し、養育する職員はこの規則に定めるところにより育児休業することができる。

(育児休業を取得することができない職員)

第3条 前条にかかわらず、次に掲げる職員については、育児休業をすることができない。

- (1) 育児休業法により対象から除外することができる職員
- (2) 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (3) 前号に掲げる職員のほか、育児休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員

(育児休業の申出の手続き等)

第4条 育児休業を希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日(以下「休業開始予定日」という。)の1ヶ月前(1歳6ヶ月までの育児休業の場合は、休業開始予定日(1歳の誕生日)の2週間前まで)に育児休業申出書(別紙様式第1号)を本会に提出することにより申し出るものとする。

- 2 申出は、特別の事情がない限り一子につき1回限りとし、双子以上の場合もこれを一子とみなす。
- 3 本会は、育児休業申出書を受取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 4 育児休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該育児休業申出書を提出した職員(以下「申出者」という。)に対し、育児休業取扱い通知書(別紙様式第2号)を交付する。
- 5 申出の日後に申出にかかる子が出生したときは、申出者は出生後2週間以内に本会に育児休業対象児出生届(別紙様式第3号)を提出しなければならない。

(育児休業の申出の撤回等)

第5条 申出者は、休業開始予定日の前日までは、育児休業撤回届(別紙様式第4号)を本会に提出することにより育児休業の申出を撤回することができる。

- 2 育児休業の申出を撤回した職員は、特別の事情がない限り同一の子について再度申出をすることができない。
- 3 休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申出にかかる子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はなされなかったものとみなす。この場合において、申出者は原則として当該事由が発生した日に、本会にその旨を通知しなければならない。

(育児休業の期間)

第6条 育児休業の期間は原則として、子が1歳に達する日までを限度として育児休業申出書に記載された期間とする。ただし、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合には、子が1歳に達した日の翌日から子が1歳6ヶ月に達する日までを限度として育児休業申出書に記載された期間、育児休業をすることができる。

- (1) 育児休業にかかる子が1歳に達する日において、職員または配偶者が育児休業をしている場合
- (2) 1歳を超えても休業が必要と認められる場合
 - ア. 保育所（無認可は除く）における保育の実施を希望し、申込みをおこなっているが、1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
 - イ. 常態として養育を行っている配偶者であって、1歳に達する日後の期間について子の養育を行う予定であった者が死亡・負傷・疾病等・離婚等により子を養育することができなくなった場合
- 2 前号にかかわらず、本会は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児・介護休業法」という。）の定めるところにより休業開始予定日の指定を行うことができる。
- 3 職員は育児休業期間変更申出書（別紙様式第5号）により、本会に休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、休業開始予定日の繰上げ変更を、また育児休業を終了しようとする日（以下、「休業終了予定日」という。）の1ヶ月前まで（1歳6ヶ月までの育児休業の場合は2週間前まで）に申し出ることにより、休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。
- 4 職員が休業終了予定日の繰上げ変更を希望する場合には、育児休業期間変更申出書により本会に申し出るものとし、本会がこれを適当と認めた場合には、原則として繰り上げた終了予定日の1週間前までに本人に通知する。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子の死亡等育児休業にかかる子を養育しないこととなった場合、当該事由の発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、本会と本人が話し合いの上決定した日とする。）
 - (2) 育児休業にかかる子が1歳に達した場合、子が1歳に達した日（1歳6ヶ月までの育児休業をする場合には、子が1歳6ヶ月に達した日）

- (3) 申出者について産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合、産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日
- (4) 配偶者が育児休業協定第1条(2)に該当することとなった場合、原則としてその事由が生じた日から2週間以内であって、本会が指定した日

6 5 (1) 又は(4)の事由が生じた場合には、職員は原則としてその事由が生じた日に、本会にその旨を通知しなければならない。

(給与等の取扱い)

第7条 育児休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。

- 2 賞与については、その算定対象期間に育児休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割り計算した額を支給する。
- 3 定期昇給は、育児休業の期間中は行わないものとするが、復職後の給与は育児休業前の給与を下回らないものとする。
- 4 退職金の算定にあたっては、育児休業前と後ろの勤続期間は通算するが、育児休業の期間は勤続期間に算入しない。

(社会保険料の取扱い)

第8条 育児休業の期間中の社会保険料は、被保険者分・事業主分とも申請により免除される。尚、保険料を免除される期間は、事業主が申請書を提出した月から、申請書記載の育児休業終了予定日翌日の前月までとなる。

(復職後の取扱い)

第9条 育児休業後の勤務は、原則として休業直前の部所及び職務で行うものとする。

- 2 前項にかかわらず、組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部所及び職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了1か月前までに正式に決定し、通知する。

(年次有給休暇)

第10条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率査定にあたっては、育児休業をした日は出勤したものとみなす。

(育児のための時間外労働の制限)

第11条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子を養育するために育児のための時間外労働制限請求書(別記様式第6号)により、本会に制限開始予定日の1ヶ月前までに請求することにより、時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

- 2 前項にかかわらず、次に掲げる職員は時間外労働の制限を請求することができな

い。

- (1) 雇用された期間が1年に満たない職員
- (2) 配偶者が次のいずれにも該当する職員
 - 1 職業に就いていない者（育児休業その他の休業により就業していない者を含む。）であること
 - 2 心身の状況が請求にかかる子の養育をすることができる者であること
 - 3 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定でなく、又は産後8週間以内でない者であること
 - 4 請求にかかる子と同居している者であること
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

（育児のための深夜業の制限）

第12条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子を養育するために育児のための深夜業時間外制限請求書（別記様式第7号）により、本会に制限開始予定日の1ヶ月前までに請求することにより、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に労働させることはない。

2前項にかかわらず、次に掲げる職員は深夜業の制限を請求することができない。

- (1) 雇用された期間が1年に満たない職員
- (2) 請求にかかる家族の16歳以上の同居家族が、次のいずれにも該当する職員
 - 1 深夜において就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること
 - 2 心身の状況が請求にかかる子の保育又は家族の介護をすることができる者であること
 - 3 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定でなく、又は産後8週間以内でない者であること
 - 4 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
 - 5 所定労働時間の全部が深夜にある職員

（育児短時間勤務の制度）

第13条 職員で1歳に満たない子と同居し養育する者で、育児休業をしない者、及び1歳から3歳に達するまでの子を養育する職員が短時間勤務開始予定日1ヶ月前までに育児短時間勤務申出書（別紙様式第8号）を本会に提出した場合、時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定の日以外に労働をさせることはない。

2 前項にかかわらず、次に掲げる職員は育児のための勤務時間の短縮等を行うことができない。

- (1) 育児休業協定により育児短時間勤務の対象から除外することとされた職員

(法令との関係)

第14条 育児休業及び育児のための勤務時間の短縮等に関して、この規定に定めのないことについては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他の法令に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成18年 2月 8日から施行する。

育児休業申出書

(福) 精華町社会福祉協議会
 会長 様

〔申出日〕 年 月 日
 〔申出者〕 課 係

氏 名 _____ 印

私は、「育児休業、育児のための深夜業の制限及び育児短時間勤務に関する規則」に基づき、下記のとおり育児休業の申出をします。

記

1. 休業にかかる家族の状況	(1) 氏 名	
	(2) 生 年 月 日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合の縁組成立年月日	年 月 日
2. 1の子が未出生の場合当該子を出産予定者の状況	(1) 氏 名	
	(2) 出産予定日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
3. 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4. 申出にかかる状況	(1) 休業開始予定日の1ヶ月前、(1歳6ヶ月までの場合は2週間前)に申し出て	いる ・ いない → 申出が遅れた理由 []
	(2) 1と同じ家族について休業の申出を撤回したことが	ない ・ ある → 再度申請の理由 []
	(3) 1と同じ家族について休業したことが	ない ・ ある → 年 月 日から 年 月 日まで 再度の休業理由 []
	(4) 1歳6ヶ月までの場合、本人又は配偶者が現在育児休業をして	いる ・ いない → 1歳6ヶ月まで申請の理由 []

決	会 長	事務局長
裁		

確	所属課長	地域福祉課長	総務係
認			

育児休業取扱い通知書

様

(福) 精華町社会福祉協議会
会長

あなたが、平成 年 月 日にされた育児休業の申出について、「育児休業、育児のための深夜業の制限及び育児短時間勤務に関する規則」に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します。(ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項に若干の変更があり得ます。)

記

1. 休業期間等	<ul style="list-style-type: none">適正な申出がされていまして、申出どおり平成 年 月 日から平成 年 月 日まで育児休業をしてください。申出た期日が遅かったため、休業を開始する日を平成 年 月 日から平成 年 月 日にしてください。あなたは休業の対象者ではないため、休業をすることはできません。
2. 休業期間中の取扱い	<p>(1) 休業期間中については給与を支払いません。</p> <p>(2) 所属は のままとします。</p> <p>(3) 社会保険料本人負担分は、 月現在、1ヶ月 円ですが、休業開始により 月から給与天引きができないため、毎月23日までに下記へ振込みしてください。</p> <p>◆ 振込み先：京都銀行 精華町支店（普）512885 精華町社会福祉協議会 会長</p>
3. 休業後の労働条件	<p>(1) 休業後の基本給は 級 号 円です。</p> <p>(2) 平成 年 月 日の賞与については算定対象期間に 日の出勤日がありますので、出勤日数により、日割りで計算した額を支給します。</p> <p>(3) 退職金の算定にあつては、休業期間は勤務年数に加算されません。</p> <p>(4) 復職後は原則として で育児休業をする前と同じ勤務についていただく予定ですが、休業終了1ヶ月前までに正式に決定し、通知します。</p>
4. 申出にかかる状況	<p>子供を養育しなくなる、家族を介護しなくなる等、休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に総務係あてに電話連絡してください。この場合、休業終了後出勤日としては、事由発生後2週間以内の日を本会と話し合いの上決定します。</p>

〔育児休業・育児のための時間外労働の制限
育児のための深夜業制限〕 対象児出生届

(福) 精華町社会福祉協議会
会長 様

〔申請日〕 年 月 日

〔申請者〕 課 係

氏 名 _____ 印

私は、 年 月 日に行った〔育児休業の申出・時間外労働の制限の請求・深夜業制限の請求〕において、出生していなかった〔育児休業・時間外労働の制限・深夜業制限〕にかかる子が出生いたしましたので、「育児休業、育児のための深夜業の制限及び育児短時間勤務に関する規則」に基づき、下記のとおり届出ます。

記

1. 出生した子の氏名 _____

2. 出生の年月日 _____ 年 月 日

3. 本人との続柄 _____

育児休業撤回届

(福) 精華町社会福祉協議会
会長 様

〔撤回日〕 年 月 日

〔撤回者〕 課 係

氏 名 _____ 印

私は、「育児休業、育児のための深夜業の制限及び育児短時間勤務に関する規則」に基づき、
年 月 日に行った育児休業の申出を撤回します。

育児休業期間変更申出書

(福) 精華町社会福祉協議会
会長 様

[変更申出日] 年 月 日

[変更申出者] 課 係

氏 名 _____ 印

私は、「育児休業、育児のための深夜業の制限及び育児短時間勤務に関する規則」に基づき、 年 月 日に行った育児休業の申出における休業期間を下記のとおり変更します。

記

1. 当初の申出における休業期間	年 月 日から 年 月 日
2. 当初の申出に対する本会の対応	休業開始予定日の指定 ・有 → 指定後の休業開始予定日 _____年 月 日 ・無
3. 変更の内容	(1) 休業〔開始・終了〕予定日の変更 (2) 変更後の〔開始・終了〕予定日 _____年 月 日
4. 変更の事由 (休業開始予定日の変更の場合のみ)	

決 裁	会 長	事務局長

確 認	所属課長	地域福祉課長	総務係

育児のための時間外労働制限請求書

(福) 精華町社会福祉協議会
 会長 様

〔請求日〕 年 月 日
 〔請求者〕 課 係

氏 名 _____ 印

私は、「育児休業、育児のための深夜業の制限及び介護短時間勤務に関する規則」に基づき、下記のとおり時間外労働の制限を請求します。

記

1. 請求にかかる 家族の状況	(1) 氏 名	
	(2) 生 年 月 日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合の 縁組成立年月日	年 月 日
2. 1の子が未出生の 場合当該子を出 産予定者の状況	(1) 氏 名	
	(2) 出産予定日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
3. 制限の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4. 請求にかかる状況	(1) 制限開始予定日の1ヵ月前に申し出て [いる ・ いない → 申出が遅れた理由] (2) 配偶者で常態として1の子を保育できる親が いる ・ いない	

決 裁	会 長	事務局 長

確 認	所属課長	地域福祉課長	総務係

育児のための深夜業時間外制限請求書

(福) 精華町社会福祉協議会
会長 様

〔請求日〕 年 月 日
〔請求者〕 課 係

氏 名 _____ 印

私は、「育児休業、育児のための深夜業の制限及び育児短時間勤務に関する規則」に基づき、下記のとおり深夜業の制限を請求します。

記

1. 請求にかかる 家族の状況	(1) 氏 名	
	(2) 生 年 月 日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合の 縁組成立年月日	年 月 日
2. 1の子が未出生の 場合当該子を出 産予定者の状況	(1) 氏 名	
	(2) 出産予定日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
3. 制限の期間	年 月 日から	年 月 日まで
4. 請求にかかる状況	(1) 短時間勤務開始予定日の1ヵ月前に申し出て いる ・ いない → 申出が遅れた理由 <div style="text-align: center; font-size: 2em;">[_____]</div> (2) 常態として1の子を保育できる16歳以上の同居家族が いる ・ いない	

決	会 長	事務局長
裁		

確	所属課長	地域福祉課長	総務係
認			

